

院内感染対策指針

1 目的

この指針は、宮崎市郡医師会病院における感染対策の基本方針を定め、患者、職員、病院訪問者等を院内感染から防御し、安全で質の高い医療の提供に資することを目的とする。

2 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染の予防に留意し、感染症発生の際には拡大防止のために、その原因を速やかに特定し、制圧し、終息を図る。このために全職員が院内感染防止対策を把握し、安全な医療環境の提供に努める。

3 院内感染対策のための委員会その他院内組織に関する基本的事項

- (1) 院内感染対策周知及び実施を迅速に行うため、病院内各部署からの代表者で構成する組織横断的な委員会を次のとおり設置する。
 - 1) 院内感染対策委員会：院内感染に関する意思決定機関として毎月1回会議を行い、感染対策に関する事項を検討する。
 - 2) 感染対策チーム（ICT）：感染対策に関する実働的組織としてICTを設置し、院内感染予防対策委員会の方針に基づき、感染対策における諸対策の実施と推進執行する。
- (2) 院内感染対策に関する病院全体の問題点を把握し、改善策を講じるなど院内感染対策活動の中核的な役割を担うために、感染制御科を設置し、院長直属の医療安全管理室に感染管理者を置き、この業務を遂行する。
- (3) 前項に規定する委員会及び組織の運営等については別に定める。

4 院内感染対策のための従業者に対する研修に関する基本方針

院内感染防止の基本的な考え方及び具体的な対策について職員に周知徹底するために、全職員を対象に年2回以上の研修会を行い、感染防止に対する意識向上を図る。

5 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

- (1) 院内での感染症の発生状況は院内感染対策委員会で報告し周知する。
- (2) 院内ネットワークで全職員に周知する。

6 院内感染発生時の対応に関する基本方針

- (1) 院内感染発時は、発生した部署の責任者が直ちに感染制御科医師・医療安全管理室へ報告する。
- (2) 感染制御科・医療安全管理室は病院長及び院内感染予防対策委員会に報告するとともに、ICTにて速やかに原因究明を行い、改善策を立案し、実施するために周知徹底を図る。

7 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本院の院内感染に関する考え方を周知するために、本指針をホームページに掲載し、公開する。

8 その他院内感染対策の推進のために必要な基本指針

院内感染対策の具体的実施法に関しては別途院内感染対策マニュアルを整備し、必要に応じて改訂を行う。